

議案第2026号

特殊建築物の敷地の位置について(須賀川市)
(建築基準法第51条ただし書による許可)

1 建築基準法第51条(特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、**その他政令で定める処理施設**の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

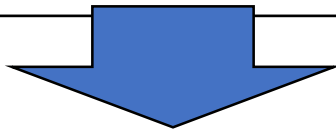
ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は**政令で定める規模の範囲内**において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない。

※特定行政庁：建築基準法を執行する機関(建築主事が置かれている自治体の長)

(市長が特定行政庁となっているのは、福島市、郡山市、いわき市)

2 建築基準法施行令で定める処理施設

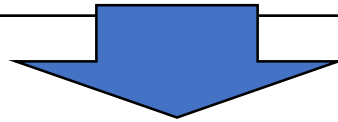
建築基準法第51条に規定する「**その他政令で定める処理施設**」とは、廃棄物処理法施行令第5条に規定する『**ごみ処理施設**』及び同令第7条に規定する『**産業廃棄物処理施設**』を指す。



<p>廃棄物処理法 施行令 第7条</p>	<p>(第13号) ポリ塩化ビフェニル汚染物の 洗淨施設 <u>(以下、PCBと呼ぶ)</u></p>
---------------------------	--

2 建築基準法施行令で定める規模の範囲

建築基準法第51条に規定する「政令で定める規模の範囲」は、建築基準法施行令第130条の2の3に規定され、この範囲内で新築する場合は、位置の決定や許可は不要。**(※今回は、基準を超えるため許可が必要となる。)**



建築基準法施行令
第130条の2の3

(第1項第3号タ)

**ポリ塩化ビフェニル汚染物の
洗浄施設**

(1日当たりの処理能力 0.2t 以下のもの)

3 産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き

廃棄物の処理及び清掃に
関する法律(第15条の4の4)

建築基準法
(第51条)

- 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定
- ・ 施設の設置場所、種類・能力
 - ・ 施設の構造等の設置に関する計画
 - ・ 施設の維持管理に関する計画
 - ・ 実証試験の結果
 - ・ 生活環境影響調査結果書 など
- 環境省において審査

- 都市計画における敷地の位置の決定、又はただし書きによる敷地の位置に関する許可【今回】
- ・ 都市計画マスタープランとの整合
 - ・ 土地利用計画との整合
 - ・ 都市計画施設との整合
 - ・ 市街地開発事業との整合

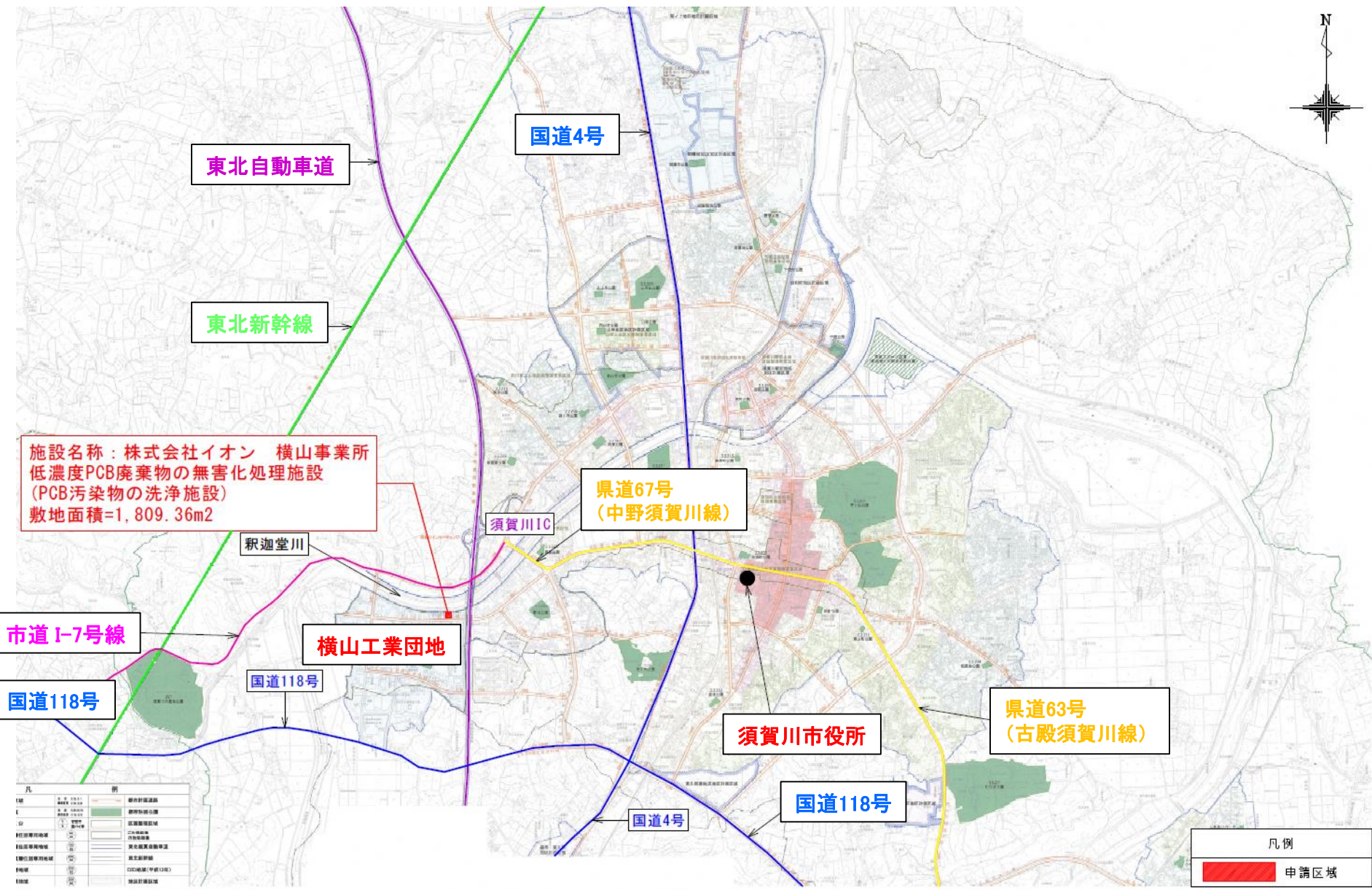


産業廃棄物処理施設の設置

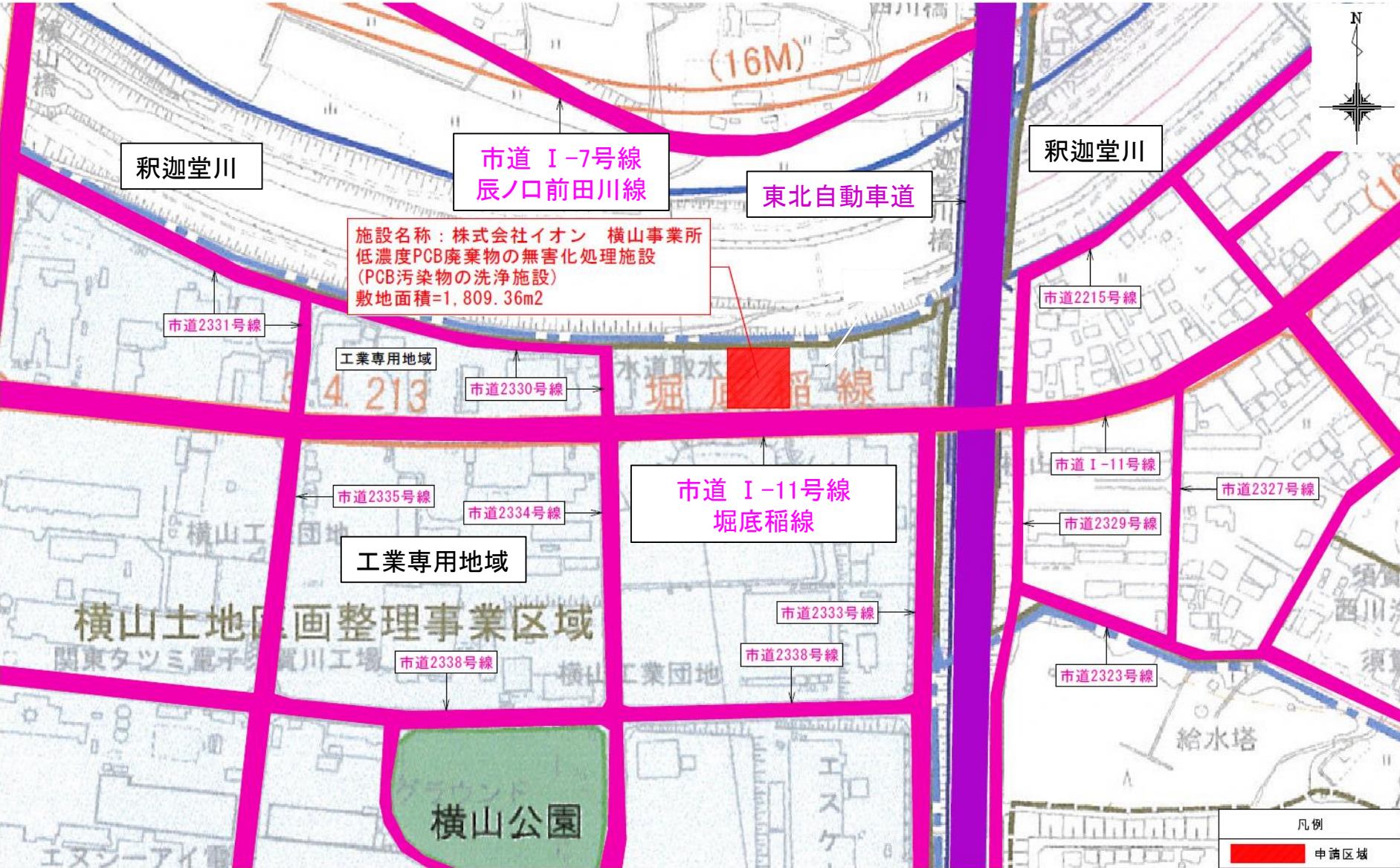
4 建築基準法第51条ただし書きによる許可の基本方針 ≪4つの視点からの都市計画上の支障の有無≫

基本方針	具体的な要件
1 都市計画マスタープランとの整合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域には、原則として設けないこと ・ 用途地域は、原則として住居系用途地域を避け、工業系用途地域とすること ・ 地区計画等に整合していること
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること

5 特殊建築物の位置



5 特殊建築物の位置



6 事業者の概要

【会社の概要】

- 社名 株式会社 イオン
- 代表者 代表取締役 實沢 浩嗣 (さねざわ こうじ)
- 本社所在地 福島県須賀川市向陽町18番地
- 現在の事業 産業廃棄物分析(廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類、汚泥など)
水質分析(浄化槽放流水、工場排水、地下水など)
ばい煙測定(ボイラー、焼却炉など)
土壌分析 ほか

【産業廃棄物処理施設の概要】

- 施設名 横山事業所
- 所在地 福島県須賀川市横山町6番、7番1、7番2、8番1、8番2、9番
- 用途地域 工業専用地域
- 敷地面積 1809.36m²
- 建物床面積 496.78m²
- 新設設備の種類及び処理能力(建築基準法第51条ただし書き許可に係るもの)

ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
2.5t/日 > 0.2t/日(法の規模)

8 現地の状況

分析棟



貯蔵所



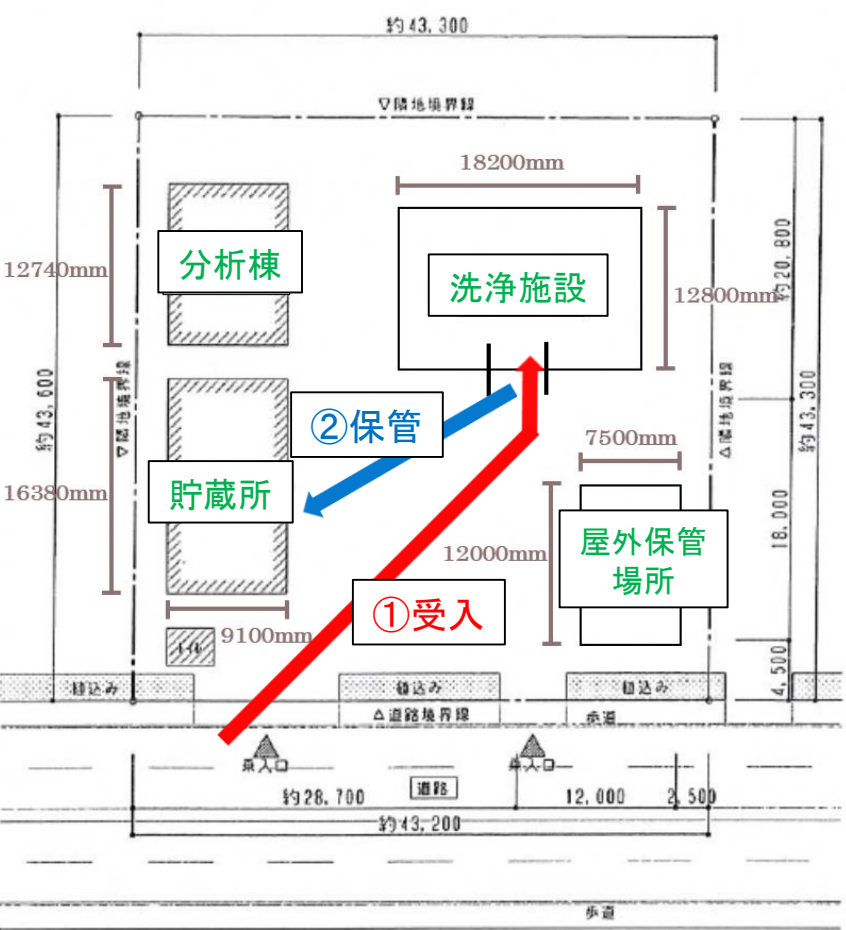
PCB汚染物の洗浄施設



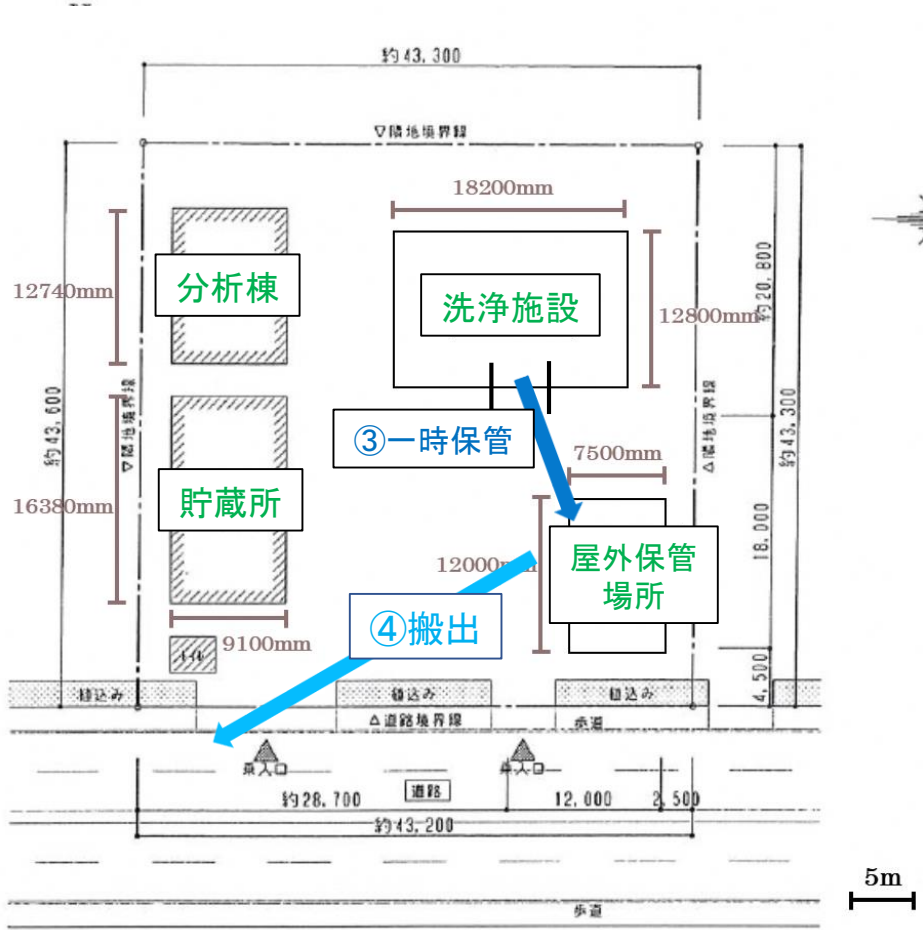
高圧ガス容器置場



9 搬出入導線図

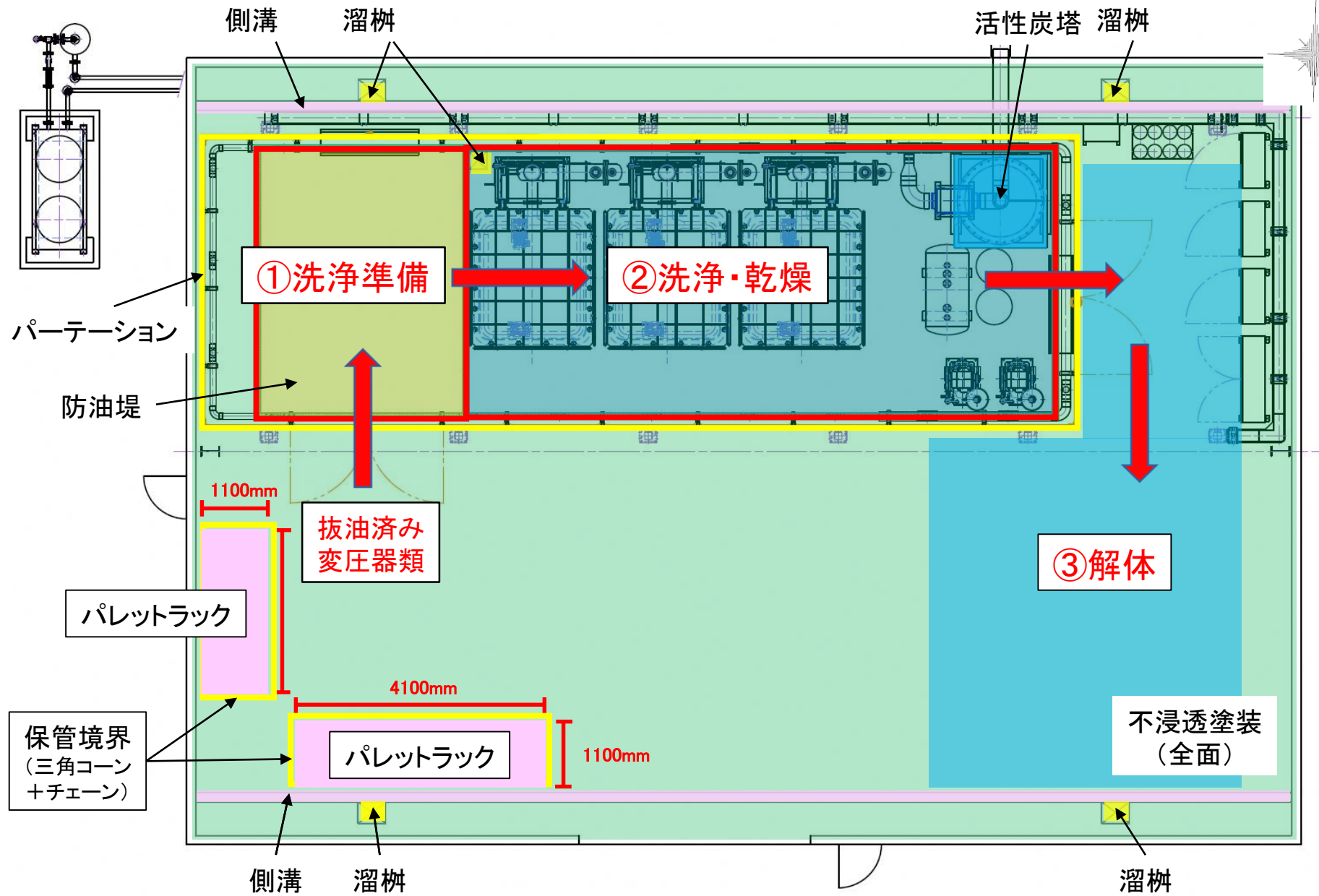


抜油済み変圧器類の受入と保管



洗浄済み変圧器類の一時保管と搬出

10 処理フロー図



11 建築基準法第51条ただし書きによる許可の基本方針 ≪4つの視点からの都市計画上の支障の有無≫

基本方針	具体的な要件
1 都市計画マスタープランとの整合	<p>○市町村マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。 → 市都市計画マスタープランの内容に乖離するものではない。 【理由】当該敷地は、工業専用地域が指定されている横山工業団地に位置し、「生産環境の維持・向上に努める」とする工業用地に位置づけられている。 産業廃棄物処理施設の立地は、工業等と密接な関係があり生産環境の維持・向上につながると考える。</p>
2 土地利用計画との整合	<p>○市街化調整区域には原則設けない。工業系用途とすること。地区計画と整合すること。 → 土地利用計画との整合は図られている 【理由】当該敷地は、市街化区域の工業専用地域である。</p>
3 都市計画施設との整合	<p>○道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。 → 都市計画施設に支障を与えるものではない 【理由】当該敷地は、接続する都市計画道路(3.4..213 堀底稻線)が整備済みであり、公園等の施設もありません。また、施設の立地が支障となる都市計画施設の計画はない。</p>
4 市街地開発事業との整合	<p>○市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること。 → 市街地開発事業に整合している 【理由】当該敷地は、横山土地区画整理事業区域内に位置しており、事業は完了している。</p>